

堺市立農業公園条例の一部を改正する条例

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「公の施設の管理運営に関する実績及び公園の特殊性を勘案し、本市が出資する法人及び公共的団体のうちから適当と認めるもの」を「次の各号のいずれかにより指定管理者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 本市が出資する法人及び公共的団体（以下これらを「法人等」という。）の設立趣旨、公の施設の管理運営に関する実績等並びに公園の特殊性を勘案し、当該法人等の特性を活用して公園の運営を図ろうとする場合 当該法人等のうちから指定
- (2) 前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体の技術又は技能を活用して公園の運営を図ろうとする場合 特別な事由があると認める場合を除き、公募により指定

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例による改正後の堺市立農業公園条例の規定の例により行うことができる。